

特記仕様書（案）

第1条 適用

本特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）は、熊本市地下水位観測機器更新業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務は設計図書、特記仕様書によるほか、各項によるものとする。

- （1）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- （2）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- （3）公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- （4）その他関連図書

第2条 目的

本市が管理する市内20箇所33本の地下水位観測井戸では近年、水位計やポンプ等の老朽化が進み、不具合による欠測が度々生じていることから、今後計画的に機器を更新する予定である。

本業務では、水前寺・日向東・日向西の3箇所における水位計を更新し、地下水位の正確な情報取得を図るもの。

第3条 履行期間

履行期間は、契約日から令和8年（2026年）3月19日までとする。

第4条 法令等の遵守

本業務の実施に当たり、建設業法、労働安全衛生法、建築基準法、消防法、条例等の関係法規を遵守すること。

第5条 業務内容

（1）計画準備

受託者は、本業務の目的および内容を十分に把握し、契約日から14日以内に業務計画書を作成すること。

（2）現地踏査

現地踏査にて、本業務で設置する機器の設置予定箇所（別添図面参照）の現況を確認するとともに、機器の設置に支障となる状況が確認される場合は監督員と協議を行うものとする。

なお各観測所で必要な鍵については、履行期間中に限り委託者より貸与する。

(3) 観測機器の設置

1) 設置方法

現地踏査の結果から、設置箇所の検討を行い、監督員と協議を行った上で、設置箇所を決定することとする。

2) 既存部分への処置

既存施設部分、業務目標物の設置済み部分等について、汚損又は破損しないよう適切な養生を行うこと。万が一破損等が生じた場合、直ちに監督員へ報告し、原則として受託者の責任のもとで破損前の状態へ復旧すること。

3) 機器の数量・仕様等

新設機器の数量は「金抜き設計書」のとおりとする。仕様は、下記に示す内容のものとし、数量および仕様に変更が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、契約変更の対象とすることができるものとする。採用にあたっては、性能、品質を証明する資料を監督員に事前に提出し承諾を得なければならない。

【機器仕様】

①水位計センサー

水位計発信器	：	半導体圧力式水位計
測定範囲	：	0～10m、0～20m、0～50mに対応すること
測定精度	：	±0.2%程度
温度特性	：	±0.09%/10℃
温度補償範囲	：	0～+30℃
許容過負荷	：	フルスケール×4倍
本体材質	：	SUS316L
外形寸法	：	φ25×127mm程度

②データロガー

無線仕様	：	Sigfox通信
仕様周波数	：	920MHz帯
記録機能	：	インターバル1秒～24時間での設定
データ蓄積	：	SDカード（CSV形式）
表示	：	現在及び過去水位データ・水位グラフ表示を有すること
操作	：	キースイッチによる
記録	：	現在水位、電圧、内部温度、センサー判別信号
電源	：	リチウムイオン電池（CR123A）又は外部電源
使用温度範囲	：	-20℃～+55℃（結露なきこと）

データ送信間隔：1分～24時間での設定

③電源装置

入力電源：AC100V

出力電源：DC 5V～15V

外部入力電源：商用電源

出力電流：100mA

外形寸法：121W×170H×59D程度

第6条 用地関係（借地）

本業務の履行において、民地借り上げを必要とする場合の折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受託者の責任において処理しなければならない。

第7条 防災及び周辺環境

（1）受託者は、本業務に関する諸法令を遵守し、関係官庁との手続き、連絡等を行いながら、業務の円滑な進捗を図るとともに、業務区間周辺及び業務に関して使用する沿線道路について、以下の点も配慮しなければならない。

- ① 防災活動、消火栓の使用確保等
- ② 歩行者、車両の通行の確保
- ③ 住宅、店舗又は事業所の営業に関する出入りの確保
- ④ 関係法令を遵守の上、騒音、振動、水質汚濁等への問題について、業務の各段階において、周辺地域等への環境保全に努めなければならない。
- ⑤ 粉塵等が発生する作業の場合、現場内の作業環境に注するとともに、周辺への飛散防止も十分に行うこと。
- ⑥ 現場作業員等の言動、服装、態度などで、地元住民や通行人等に不快感を与えることが無いよう常に注意し、又、作業員の昼食や休憩等、健康管理に配慮すること。
- ⑦ 現場内に業務に使用しない乗用車や、過大な材料の搬入等により、必要以上に道路を使用しないよう注意すること。

第8条 業務の周知

受託者は、本業務着手前に関連施設管理者に対し、業務内容、履行期間及び時間帯、交通制限の内容、連絡先等を記載した資料を配布し、要望があれば内容について詳しく説明しなければならない。

第9条 産業廃棄物の処理

本業務で発生する廃棄物（撤去物及び梱包材、端材、廃材等）については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに関係法令に基づき、適正に運搬処分すること。

第10条 廃棄物処理実績集計表

受託者は、産業廃棄物を処理した場合は廃棄物処理実績集計表に記入し、完成書類に含め提出すること。

受託者は、完成書類提出時及び完成検査時に、紙マニフェストのA,B2,B1,D,E票（電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報を収録した磁気媒体 CD-R、あるいは受渡確認票）を持参し、監督員あるいは検査員から提示を求められた場合には提示すること。

なお、E票については、竣工検査時点で最終処分業者より返却されていない場合は、この限りではない。（E票は工期以降に返送される場合があるため）

第11条 業務の変更

1 本業務において、現場条件及び監督員の指示等により変更が生じた場合は、その都度、数量算出要領及び設計図書に従って変更図面の作成及び変更数量の算出を行い、調査職員からの指示により速やかに提出できるよう整備すること。

また、契約履行期間の終了日より1ヶ月前までに、最終的な変更図面及び変更数量を提出するものとする。

2 変更数量の算出について、監督員が電子媒体による提出を求めた場合には、これにより提出するものとする。この場合、監督員は書式を電子媒体により受託者に渡し、作成方法等について指導を行うものとする。

第12条 一般車両等の優先

資機材等搬入出時においては一般車両等の通行を優先としなければならない。
現場内作業員への周知徹底を図ること。

第13条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務概要書
- (2) 写真帳

作業の着手前・作業中・作業完了後の状況写真を撮影し、説明書きを付した写真帳として提出すること。

- (3) 打合せ記録簿

業務内容や関係機関等に関する打合せを行った場合は、その内容を記録した議事録を速やかに監督員に提出すること。

(4) 出荷成績書

受託者は、出荷前に行った動作確認試験成績書を各機器の納入数量分について監督員に提出すること。

(5) 取扱い説明書

受託者は、業務完了後、本特記仕様書に基づいて設置する機器の取扱い、機器の手入れ方法、故障時の対応、法定点検等をまとめた保全マニュアルを作成し、委託者に説明を行うこと。

第 14 条 電子納品

本業務は、電子納品対象外業務とする。

第 15 条

公共企業体等に対する申請手続きが必要な場合は、監督員と協議の上、受託者が行うものとし、その費用はすべて受託者が負担するものとする。

第 16 条 水光熱費

本業務に必要な電力・水等は、受託者の責任において手続き・施工を行い、その費用はすべて受託者の負担とする。

第 17 条 疑義

受託者は設計図書に明記されていない事項、または不明事項や疑義等が生じた場合には、速やかに委託者と協議すること。

第 18 条 週報

実施計画行程表に基づく業務進捗状況を週報に記録し、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）に提出すること。提出方法は電子メールや FAX でも可能である。